

岐阜市高齢者福祉計画

「高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、
地域で安心して暮らせる社会の創造」



令和3年3月
岐阜市

1 計画策定の趣旨

日本の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は一貫して伸び続けており、令和2年(2020年)9月15日現在の高齢化率は28.7%、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には、30.0%に達し、また、後期高齢化率は17.8%と推計されています。

こうした中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」を推進してきました。今後においても、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る「地域包括ケアシステム」のさらなる推進がより重要となっています。

本市では、引き続き、高齢者福祉及び介護保険制度に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、国や岐阜県の動向を踏まえつつ、取り組んできた各種サービス等について評価・検証し、「第8期岐阜市高齢者福祉計画」を策定します。

2 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えたものとなります。

3 基本理念

第8期計画においても、『高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造』を基本理念に掲げ、地域における支え合い、助け合いの中で、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる社会の構築をめざします。

高齢者の一人ひとりが
生きがいを持ち、
地域で安心して
暮らせる社会の創造

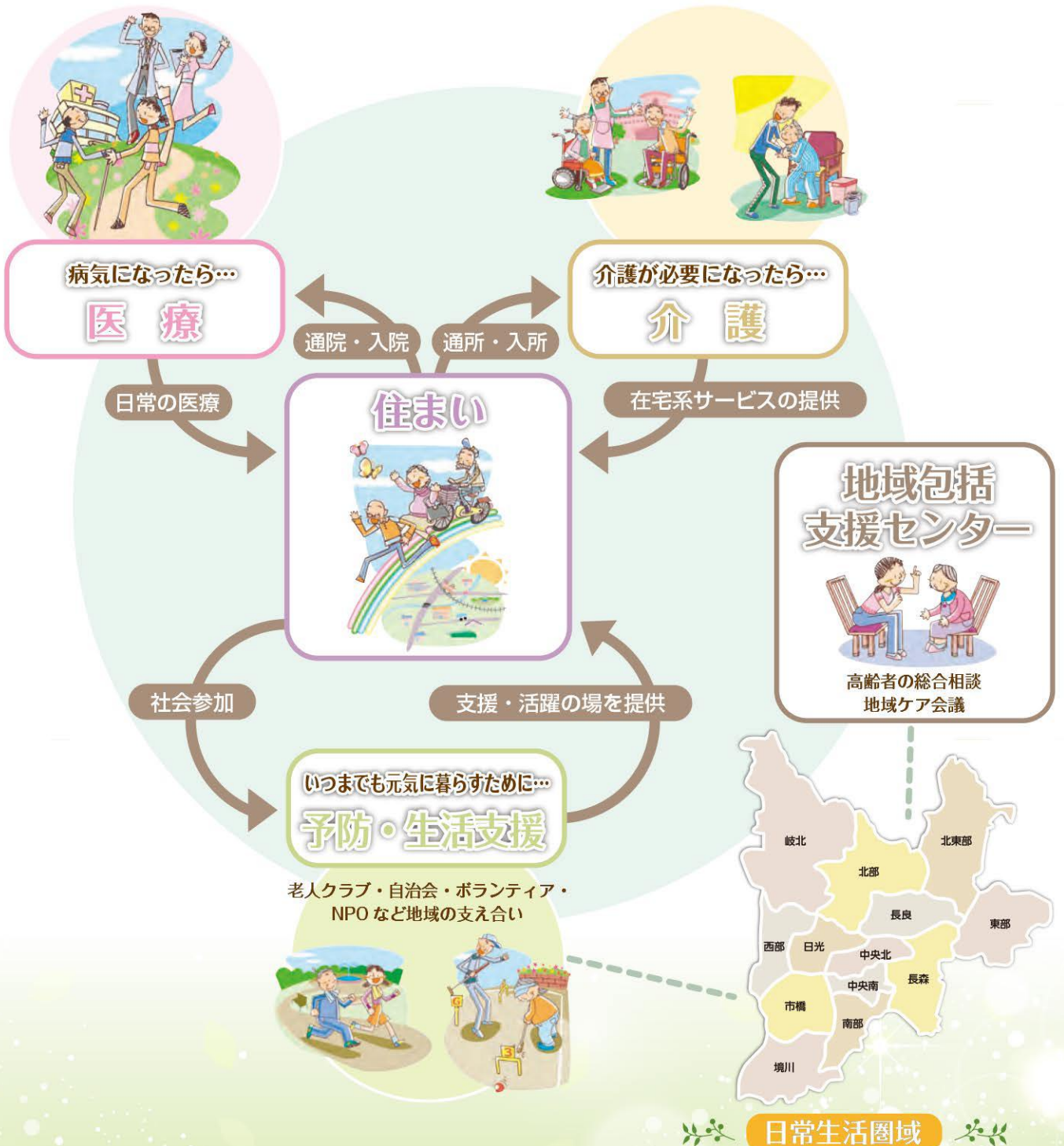


4 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制です。したがって、医療や介護などの様々な職種が連携し、ネットワーク化を図り、地域の特性に応じて高齢者等に対する連携体制や支援体制を構築していくものです。

また、地域包括ケアシステムを構築する単位の基礎となる日常生活圏域を以下のように13に分け、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け取り組んでいきます。

地域包括ケアシステム





基本理念

高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造

基本目標

I

生きがいを持ち、いつまでも健康で暮らすために

高齢者が、いつまでも健康で充実した暮らしを過ごすことができるよう、生きがいづくり、健康づくりや介護予防、生活支援などを充実するとともに、これまでの人生で培った知識、経験、技術などを活かした、高齢者の社会参加を推進します。

II

住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりのために

高齢者自身が介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した質の高い生活を過ごすことができ、介護する家族が安心、安定した日常生活を送ることができるよう、地域で高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。

III

適切な介護サービス等が安定して受けられる体制づくりのために

高齢者が安心して暮らすことができるよう、必要なときに必要な介護サービスを安定して受けられるような支援体制を構築するとともに、住宅改修などの支援に加え、地域全体で助け合う活動を促進するなど、毎日安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本施策

1

生きがいづくりと地域活動の推進

2

介護予防と健康づくりに向けた地域支援体制の充実

1

認知症対策の推進

2

高齢者が安心して暮らせる環境づくりの推進

3

相談支援体制の充実

1

介護人材の確保・育成

2

介護保険サービスの充実

3

在宅医療と介護の連携推進

介護保険制度の円滑な運営に向けて

1

介護サービス

2

地域支援事業

3

介護給付適正化

4

第1号被保険者の保険料

1 生きがい活動の促進

- ①老人クラブの育成、支援 ②スポーツ活動の推進 ③老人健康農園事業
- ④高齢者利用施設 ⑤文化施設無料優待券（シルバーカード）の交付
- ⑥高齢者おでかけパスカードの交付
- ⑦保険外はり、きゅう、マッサージ施術料の助成 ⑧高齢者大学事業
- ⑨介護予防・家族介護教室 ⑩ひとり暮らし高齢者ガイドブック

2 交流・地域活動の推進

- ①三世代交流促進事業 ②友愛チーム・ふれあい訪問事業
- ③高齢者ふれあい入浴事業

3 就労機会の確保

- ①高齢者の就労支援

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業

2 リハビリテーションサービス提供体制の推進

- ①リハビリテーションサービス事業

3 地域で支え合う仕組みづくりの促進

- ①日常生活圏域協議体設置事業 ②支え合いの仕組みづくり推進事業
- ③支え合い活動実践者養成事業

4 健康づくりの推進

- ①高齢者の健康づくり

5 介護予防と健康づくりの一体的推進

- ①介護予防と健康づくりの一体的推進

1 認知症施策の総合的な推進

- ①認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発と相談先の周知
- ②認知症予防のための通いの場の充実
- ③認知症の人やその家族、介護者への支援の充実
- ④認知症の人が安心できる地域で支える見守り体制

1 入居サービス

- ①生活支援ハウス ②軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ③シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

2 入所サービス

- ①養護老人ホーム

3 高齢者に対応した住・生活環境づくり

- ①高齢者住宅改善促進助成事業
- ②有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- ③コミュニティバス等の導入・運行の支援

4 高齢者見守り活動の推進

- ①高齢者見守り事業 ②配食による安否確認事業

5 権利擁護の推進

- ①高齢者の虐待防止 ②成年後見制度の相談支援

6 防災・防犯・交通安全・感染症対策

- ①避難行動要支援者への避難支援等 ②防犯活動の推進
- ③高齢者の交通事故防止対策 ④感染症対策

1 地域包括支援センターの体制強化

- ①地域包括支援センターの整備・機能強化 ②地域ケア会議の実施

1 介護人材の確保・育成

- ①介護サービスのイメージアップ ②幅広い人材の確保
- ③介護人材の育成 ④介護人材の定着促進 ⑤介護現場の革新

1 サービスの概要

- ①サービスの種類等

2 サービスの向上

- ①サービス提供事業者への指導等 ②サービスの質の向上

1 在宅医療と介護の連携体制の強化

- ①市民への普及・啓発 ②医療・介護関係者の情報の共有の支援
- ③医療・介護関係者の研修 ④在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ①被保険者数の推計 ②要介護・要支援認定者数の推計 ③介護サービス・介護予防サービス
- ④地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス ⑤施設サービス ⑥サービス提供施設の整備計画

- ①事業の概要 ②事業の実績と推計

- ①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修・福祉用具の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知

- ①介護保険事業の財源構成と第1号被保険者保険料の仕組み ②第8期介護保険料設定の考え方
- ③第1号被保険者の保険料段階と保険料

基本
目標

I 生きがいを持ち、いつまでも健康で暮らすために

I-1 生きがいづくりと地域活動の推進

平均寿命が延びていく中、心身の健康はもとより、精神的に豊かな生活を送るためには、人との交流を図り、社会的活動に参加し、自由時間をいかに人間らしく充実して生きるかということが高齢期における大きなテーマといえます。高齢者が生きがいを持って、活動的な生活を送ることは、認知症やねたきりの予防につながり、健康寿命の延伸にも寄与します。スポーツ活動、文化活動、就労、交流・地域活動の各種事業の充実を図り、高齢者の生きがいづくり・地域活動を推進します。

I-2 介護予防と健康づくりに向けた地域支援体制の充実

住み慣れた地域社会の中で役割を持って活躍でき、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らしていけるようにするため、地域とのつながりの強化に取り組みます。

また、介護予防を含めた健康づくりを個人だけではなく、専門職の指導を得ながら、地域で支える体制の構築を図ります。

基本
目標

II 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりのために

II-1 認知症対策の推進

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、認知症施策推進大綱の考え方に沿った認知症対策を推進していきます。

II-2 高齢者が安心して暮らせる環境づくりの推進

地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携して、高齢者のニーズや状況にあわせた多様な住まいの確保を推進します。

また、高齢者の権利擁護を充実させるとともに、孤立防止のための見守り事業や公共交通、防災対策などの生活環境の整備を促進します。

II-3 相談支援体制の充実

地域包括支援センターは、地域の身近な相談窓口として高齢者の総合的な支援を行うほか、地域の関係者によるネットワークの構築、地域住民による支え合う体制の構築に取り組みます。

今後も一層、地域包括ケアシステムを推進するために、地域包括支援センターは、地域の課題解決の拠点として、関係機関との連携を強化し、その機能をより一層充実させていきます。

Ⅲ 適切な介護サービス等が安定して受けられる体制づくりのために

Ⅲ-1 介護人材の確保・育成

介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加が見込まれており、これに伴い、必要な介護人材の人数も増加します。

介護の仕事の魅力を幅広く認識してもらうとともに、現在働いている人が生き生きと働き続けやすい職場環境となるよう、岐阜県とのさらなる連携を図るとともに、介護事業所の実態把握に努め、また、新規人材の確保、離職防止の双方の観点から効果的な取り組みにつなげていきます。

Ⅲ-2 介護保険サービスの充実

介護を必要とする高齢者や認知症の人、ひとり暮らし高齢者などが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、支援を必要とする人の実情に応じた様々な介護保険サービスを提供して、生活を支えています。

Ⅲ-3 在宅医療と介護の連携推進

地域包括ケアシステムの推進をめざす取り組みの中で、市民が安心して生活するために、とりわけ急性期の医療から在宅医療・介護まで、一連のサービスが心身の状態に合わせ適切に確保される体制を整備するために、医療・介護などの関係機関と連携し、現状把握、課題を抽出するとともに、実施した施策についての評価を行いながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策を推進します。





第8期(令和3~5年度)においては、所得段階を13段階とし、令和3年度から5年度までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費見込額等をもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

所得段階別第1号被保険者介護保険料

基準月額
6,700円

所得段階	対象者	保険料率 基準月額	保険料年額 (※1)			
第1段階	市民税 非課税 世帯	基準月額×0.38 (0.3) (※2)	30,500円 (24,100円) (※2)			
第2段階				課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の合計が 80万円超120万円以下の人	基準月額×0.535 (0.5) (※2)	43,000円 (40,200円) (※2)
第3段階				課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の合計が 120万円超の人	基準月額×0.75 (0.7) (※2)	60,300円 (56,200円) (※2)
第4段階	市民税 課税世帯 で本人 非課税	基準月額×0.9	72,300円			
第5段階				課税年金収入額と年金以外の所得金額(※3)の合計が 80万円超の人	基準月額×1.0	80,400円
第6段階	市民税 本人課税	基準月額×1.1	88,400円			
第7段階				合計所得金額(※4)120万円以上210万円未満の人	基準月額×1.25	100,500円
第8段階				合計所得金額(※4)210万円以上320万円未満の人	基準月額×1.5	120,600円
第9段階				合計所得金額(※4)320万円以上400万円未満の人	基準月額×1.75	140,700円
第10段階				合計所得金額(※4)400万円以上600万円未満の人	基準月額×2.0	160,800円
第11段階				合計所得金額(※4)600万円以上800万円未満の人	基準月額×2.25	180,900円
第12段階				合計所得金額(※4)800万円以上1,000万円未満の人	基準月額×2.3	184,900円
第13段階				合計所得金額(※4)1,000万円以上の人	基準月額×2.35	188,900円

(※1) 保険料年額は、基準月額(6,700円)×保険料率×12か月で算出し、100円未満を切り捨て

(※2) ()内の数字は、公費負担後の本人負担の保険料率及び保険料年額

(※3) 年金以外の所得金額に給与所得が含まれる場合で、所得金額調整控除が適用される場合は給与所得額に所得金額調整控除額を加えた額から、また所得金額調整控除が適用されない場合は給与所得額から、10万円を控除(控除前の額が10万円未満の場合は同金額を控除)

(※4) 合計所得金額は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は同控除後の金額とし、給与所得又は年金所得が含まれる場合は給与所得及び年金所得の合計額から10万円を控除(給与所得及び年金所得の合計額が10万円未満の場合は同金額を控除)

第8期 岐阜市高齢者福祉計画 概要版

令和3年3月 ■発行 岐阜市 ■編集 福祉部

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

TEL 058-265-4141 (代表) FAX 058-267-6015